

秋田県告示第 2 4 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第 4 項の規定に基づき、公示する。

平成27年 5 月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類
千秋城下町	秋田市千秋北の丸及び同市千秋城下町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
千秋北の丸 1 号	秋田市千秋北の丸（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎山城南	秋田市榎山城南町、同市榎山金照町及び同市牛島東 4 丁目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷崎沢	秋田市下北手松崎字谷崎（次の図のとおり）	土石流
下北手松崎沢	秋田市下北手松崎字谷崎（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。